

富大経済論集査読要項

令和4年1月19日教授会承認
令和7年5月14日教授会改正

(目的)

第1条 富大経済論集（以下、「論集」という）が社会科学における学術研究の発展に寄与するとともに、その質の維持及び向上を図ることを目的として、査読制度を設ける。

(査読の対象)

第2条 査読は、論集に投稿される論稿のうち論文のみをその対象とする。

2 論集に投稿される論稿のうち論文以外のもの（研究ノート、判例研究、資料、翻訳等）については、編集委員会（以下、「委員会」という。）により形式チェックを行う。

(査読の明記)

第3条 論集への論文の掲載にあたっては、査読付きであることを明記することとする。

(査読者)

第4条 論文を投稿する者は、原稿提出時に査読者の候補者を3名以上推薦する。推薦する候補者のうち少なくとも1名は学外者とする。ただし、投稿者が大学院生の場合、査読者の推薦は指導教員が行う。

第5条 委員会は、投稿者による候補者を参照して、学内または学外から査読者2名を決定し、委嘱する。

2 査読者は非公開とする。

(査読手続)

第6条 査読者は、査読に付された論文について、第7条に定める要領に従って査読を行い、委員会から原稿を受け取った日から3週間以内に、査読シートにより結果を委員会に報告する。

2 委員会は、査読の結果に基づいて論文掲載の可否を決定する。「修正後掲載可」及び「掲載不可」と決定した論文の投稿者には、委員会の見解を伝えなければならない。

3 委員会が「掲載可」を決定した日をもって、原稿の受理日とする。

(査読要領)

第7条 査読者は、査読した論文の内容自体が論集掲載にふさわしい学術的水準に達しているか否かを総合的に判断し、「掲載可」、「修正後掲載可」または「掲載不可」のいずれかをもって委員会に報告する。

2 査読者が「修正後掲載可」または「掲載不可」の評価を下すときは、修正が必要な箇所及びその理由、または掲載不可の理由を明記しなければならない。

3 投稿者が「修正後掲載可」とされた論文を修正のうえ2週間以内に提出したときは、委員会がこれを確認し、掲載の可否を決定することとする。

4 前項の場合において、委員会のみで確認することが困難なときは、委員会は、査読者に確認を委嘱し、それをもとに掲載の可否を決定することとする。委員会が「掲載可」と決定したときは、論文の掲載は次号とする。

(学外査読者謝礼)

第8条 学外査読者への謝礼は、論文1本につき10,000円（源泉徴収前）とする。

(事務)

第9条 査読の事務は、委員会においてこれを行う。

(その他)

第10条 本要項に定めのない事項、または本要項の解釈について疑義が生じたときは、委員会は、本要項の趣旨に従って、これを協議し、決定することとする。

第11条 委員会は、本要項の施行後2年経過を目途に、本要項の見直しをすることとする。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。